

社会保険未加入対策推進協議会事務局 御中

平成24年12月25日  
一般社団法人フローリング協会  
会長 小黒邦雄

社会保険未加入対策の進展に伴う各団体における体制の整備について（回答）

平成24年12月11日付けで問い合わせのありました掲題の件にかかる回答は以下のとおりです。

①各団体の本部及び支部において、会員企業の課題を把握するための相談窓口を整備する。  
→（回答）相談窓口については、一般社団法人フローリング協会の電話番号043-245-4111を利用する。メールアドレスについては、協会のホームページに付帯するinfo@flooring.or.jpを利用する。

②相談窓口の整備・開設について、各会員企業に周知する。  
→（回答）上記相談窓口の開設については、平成24年12月28日に全会員企業に対し、各会員企業の担当者へメールもしくはFAXにて通知し、平成25年1月15日まではホームページ上にもアップし、周知を図る。

③相談窓口に寄せられた「課題」を定期的（毎月）に取りまとめ関係者に情報提供する。  
→（回答）相談窓口に寄せられた課題は協会幹部とも協議の上、事務局にて取りまとめて、関係者に情報提供する。

④③で分類整理した「課題」を定期的に協議会事務局に報告して頂く。  
→（回答）把握した課題は当該月分を翌月10日を目途に、別添様式にてメールで報告する。

⑤相談窓口の整備について、協議会事務局に報告する。

→（回答）

1) 対応方針：相談窓口を整備する。

2) 相談窓口の内容

・保険未加入対策・標準見積書に関する問合せは以下の電話及びメールアドレスとする。

電話番号：043-245-4111

メールアドレス：info@flooring.or.jp

- ・団体事務局の電話・メールで保険未加入対策・標準見積書に関する「課題」を受付。
- ・団体の通常活動の中で「課題」を把握。
- ・その他 例会、総会において保険未加入対策・標準見積書に関する「課題」を把握。

3) 「課題」の集約・整理方法

- ・事務局が取りまとめ、不定期に開催される例会・定期的に開催される理事会に報告。